第13回千葉海区漁業調整委員会 議事録

1 日 時 令和4年7月8日(金) 午後1時30分から

2 場 所 水産会館 6階 会議室

3 出席者

委員 石井 春人、清水 正夫、黒沼 吉弘 本田 直久、滝口 宜彦 江野澤 均、佐久間 國治、平島 孝一郎、佐藤 光男 松本 ぬい子、小栗山 喜一郎、

専門委員 北澤直諒、齋藤御津久、嶋津圭一、田邉 克巳

水 産 課 篠原課長

大槻漁業調整班長、中川副主査

中川漁船漁業班長、宇都主査

漁業資源課 石黒課長

山田資源管理班長

水産事務所 銚子:永野所長

館山:小森所長、赤羽主査

勝浦:宮嶋所長

水産総合研究センター

島田主任上席研究員

事務局 玉井副技監、川合副主査

4 議事事項

- (1) 千葉海区における漁業の免許について (諮問)
- (2) 火光利用さば漁業の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び 許可の有効期間について(諮問)
- (3) 敷網漁業(あじ・さば棒受網漁業)の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について(諮問)
- (4) 第2種共同漁業(小型定置漁業)の漁具設置に係る協議について
- (5) 第1種区画漁業(のり養殖業)の施設の設置に係る協議について
- (6) その他

5 審議経過

【玉井副技監】

皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから第13回千葉海区漁業 調整委員会を開会いたします。

それでは、石井会長から挨拶を申し上げます。

【石井会長】

皆様には、第13回千葉海区漁業調整委員会に御出席をいただき、誠にありがとう ございます。

関東では、平年より早い梅雨明けとなりました。梅雨の期間がかなり短くなったため、猛暑や水不足等が心配な夏となりそうですが、皆様体調を崩さぬよう御自愛ください。

さて、6月23日に開催された全国漁業協同組合連合会の総会において、本日欠席 されております坂本委員が新会長に選出されました。資源管理や漁業の経営等、 漁業を取り巻く環境は厳しいものですが、千葉県をはじめ、全国の漁業者のため、 御活躍を期待しております。

漁業の状況についてですが、5月以降、アワビ漁が始まりました。スタートの水揚げ量は好調で、金額では、7月上旬の単価はクロアワビの大銘柄では1キロ4万円を超え、メガイアワビでも1万円を超える値がついているとのことです。漁期開始から高値を維持していると聞いておりますので、今後も期待したいところです。

さて、本日の議案は「短期漁業権の免許」、「火光利用さば漁業とあじ・さば棒 受網漁業の制限措置など」と「小型定置漁業とのり養殖業の施設設置」についてで す。いずれも重要案件ですので、委員の皆様方の慎重審議をお願いいたしまして、 挨拶といたします。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

【玉井副技監】

ありがとうございました。

ここで、本日の委員の出席状況を御報告申し上げます。本日の会議に出席できない旨の連絡のありました委員は、鈴木直一委員、坂本委員、和田委員、鈴木正男委員の4名でございます。委員定数15名のうち、11名の出席をいただいております

ので、本日の会議は成立していることを御報告申し上げます。

次に、議長でございますが、委員会会議規程第3条の規定により、石井会長にお願いいたします。

【石井会長】

それでは、議事を進行します。

まず、本日の議事録署名人ですが、委員会会議規程第11条の規定により、私から 指名します。平島委員と小栗山委員にお願いいたします。

続いて、議題に入ります。第1号議案「千葉海区における漁業の免許について (諮問)」を上程いたします。

事務局から朗読願います。

【川合副主査】

(朗読)

【石井会長】

続いて、水産課から説明をお願いします。

【大槻班長】

説明概要:9月1日免許予定の共同漁業権(短共第1号~第3号)及び8月20日免許予定の区画漁業権(短区第1号~第9号)について、現在の漁業権者から免許申請があり、これらの申請者に免許することを諮問するもの。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、質疑に入ります。御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。何かございませんか。よろしいですか。特に意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第1号議案「千葉海区における漁業の免許について(諮問)」の原案に賛成の 委員は挙手を願います。

(賛成者举手)

【石井会長】

挙手全員により、第1号議案は原案どおり可決・決定します。

次に、第2号議案「火光利用さば漁業制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について(諮問)」を上程いたします。

なお、あらかじめお伝えしますが、第2号議案とこのあと審議予定のあじ・さば 棒受網漁業に係る第3号議案は、後日開催される千葉・東京連合海区漁業調整委員 会と一都三県連合海区漁業調整委員会において審議、決定された上で、知事に対し 答申、回答することになりますので、その点について御了承の上、御審議お願いい たします。

それでは、事務局から朗読をお願いいたします。

【川合副主査】

(朗読)

【石井会長】

続いて、水産課から説明をお願いいたします。

【中川班長】

説明概要:当該漁業の許可の有効期間が10月31日に満了することから、制限措置及び許可の有効期間を現行の許可方針の内容のとおり定めるとともに、許可又は起業の認可の申請期間を1か月間と定めるため、諮問するもの。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。御意見、御質問がご ざいましたらお願いいたします。何かございませんか。

黒沼委員。

【黒沼委員】

ありがとうございます。最初に、24ページの参考の表で、今年から操業日数を入れていただきましてありがとうございます。去年たしか私がお伝えしたような記憶がありますけれども、ありがとうございました。これが入ったことで、ある程度 CPUEみたいな形でものを見ることができるのではないかなと思います。また引き続きよろしくお願いします。

1つお伺いしたいのですが、これも去年、お聞きしたような気がするんですが、この表の上に書いてある注意書きで、本県海面か東京都海面かはっきり区分できない海面での操業に関しては東京都海面での操業実績として報告されていますと書いてあるのですが、これは例えば、東京都海面での前に便宜上とかいうそういう言葉を入れることは可能なんでしょうか。なぜかというと、今回、令和4年漁期、上の表はゼロですよね、操業日数、操業隻数、漁獲金額、漁獲量なしということになっていますけども、そうなると、千葉県自体が統計上数字に出てこない形になってしまう気がするんですね。何かの形でやはり千葉も漁獲しているということをどこかに明示したいなと私は常々思っているんですけども、その辺いかがでしょうか、教えてください。

【石井会長】

水産課、お願いします。

【中川班長】

今までも、千葉県の漁業者の漁獲実績については、島部海域での実績を便宜的に 東京に報告してきたところということで申し上げてきましたので、この書き方につ いては、便宜的にと入れるような形で検討したいというふうに思っております。

【黒沼委員】

ありがとうございます。よろしくお願いします。

【石井会長】

よろしいですか。

【黒沼委員】

はい。

【石井会長】

よろしくお願いします。

ほかに何か御質問等、御意見等ございましたら。御意見も出尽くしたようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第2号議案「火光利用さば漁業の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について(諮問)」の原案に賛成の委員は、挙手を願います。

(賛成者举手)

【石井会長】

挙手全員により、第2号議案は原案どおり可決・決定します。

次に、第3号議案「敷網漁業(あじ・さば棒受網漁業)の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について(諮問)」を上程いたします。

事務局から朗読をお願いいたします。

【川合副主査】

(朗読)

【石井会長】

続いて、水産課から説明をお願いいたします。

【中川班長】

説明概要:当該漁業の許可の有効期間が10月31日に満了することから、制限措置 及び許可の有効期間を現行の許可方針の内容のとおり定めるとともに、許可又は 起業の認可の申請期間を1か月間と定めるため、諮問するもの。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。御意見、御質問がご ざいましたらお願いいたします。

黒沼委員、どうぞ。

【黒沼委員】

ありがとうございます。1つだけ確認で教えていただきたいのですけども、今の 御説明の中でも、32ページの許可の有効期間が1年ということで、これまでも一都 三県でやってきたという形でそれを踏襲したいということですけども、先般の漁業 法の改正で、やっぱり3年とか5年とかいう間隔をもってやる許可のやり方というの は増えてきたと思うのですが、一都三県でこういった話合いをされる可能性という のはあるのでしょうか。そのことについて教えてください。

【石井会長】

水産課、お願いします。

【中川班長】

以前、漁業法が変わったときに、千葉・東京連合海区漁業調整委員会において、東京海区の委員の方から、1年よりも延ばすという考えはないのかと御質問があったところです。その際にも、毎年一都三県の行政担当でも話をしているところですけども、今現状1年という枠組みの中で、サバというのが回遊性の魚種であり資源の変動が大きく、その機会を捉えるには1年が有効ではないかと。それにより漁業機会を捉えることができるのではないかというようなお話もあり、その時の千葉・東京連合海区漁業調整委員会でもそのように回答をさせていただいており、毎年行政担当者間で検討しているというのが現状でございます。

【黒沼委員】

ありがとうございます。そうすると、特にTACとの関係で1年と決めているわけではないということです。逆に言うと、一都三県での話合いの中でそういうプロセス

が出てきたということでよろしいでしょうか。

【中川班長】

はい、そのとおりでございます。

【黒沼委員】

ありがとうございます。結構です。ありがとうございました。

【石井会長】

よろしいですね。ほかに何か御意見、御質問等ございましたら。特にほかに 御意見、御質問がないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第3号議案「敷網漁業(あじ・さば棒受網漁業)の制限措置、許可又は起業の 認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について(諮問)」の原案に賛成の委員 は挙手をお願いいたします。

(賛成者举手)

【石井会長】

挙手全員により、第3号議案は原案どおり可決・決定します。

次に、第4号議案「第2種共同漁業(小型定置漁業)の漁具設置に係る協議について」を上程いたします。

事務局から朗読と説明をお願いいたします。

【川合副主査】

(朗読)

説明概要:漁業権免許に条件が付されている第2種共同漁業(小型定置漁業)の 施設設置について、従来どおりの内容で協議するもの。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。御意見、御質問がご

ざいましたらお願いいたします。何かございませんか。よろしいですか。

特に意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第4号議案「第2種共同漁業(小型定置漁業)の漁具設置に係る協議について」の 原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者举手)

【石井会長】

挙手全員により、第4号議案は原案どおり可決・決定します。

次に、第5号議案「第1種区画漁業(のり養殖業)の施設の設置に係る協議について」を上程いたします。

事務局から朗読と説明をお願いいたします。

【川合副主査】

(朗読)

説明概要:漁業権免許に条件が付されている第1種区画漁業(のり養殖業)の 施設設置について、昨年度と比較して行使者数が11名減少し、20間網換算養殖柵数 が約600柵減少する内容で協議するもの。

【島田主任上席研究員】

説明概要:令和3年度漁期のノリ養殖概要と令和4年度漁期の施設設置計画について説明するもの。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。御意見、御質問がご ざいましたらお願いいたします。何かございませんか。よろしいですか。

それでは、特に御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第5号議案「第1種区画漁業(のり養殖業)の施設の設置に係る協議について」の 原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

【石井会長】

挙手全員により、第5号議案は原案どおり可決・決定します。

次に議題(6)その他ですが、皆様、何かありますか。よろしいですか。

特になければ、議題を全て終了します。

次に、会議次第の第6のその他ですが、皆様、何かありますか。ございませんか。 特になければ会議次第6のその他を終了し、会議次第7の事務局連絡事項に移りま す。それでは、事務局からお願いいたします。

【川合副主査】

(事務連絡)

【石井会長】

それでは、これをもちまして第13回千葉海区漁業調整委員会を閉会します。皆様、 お疲れさまでした。

午後2時30分 閉会